

地方分権改革有識者会議の開催について

平成 25 年 4 月 5 日

内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定

一部改正 令和 5 年 6 月 5 日

1. 趣 旨

地方分権改革の推進を目的として、地方分権改革の推進に関する施策についての調査及び審議に資するため、「地方分権改革有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構 成

- (1) 会議は有識者（地方分権改革に関する学識者及び実務経験者をいう。）により構成し、地方分権改革の推進を担当する内閣府特命担当大臣が開催する。
- (2) 会議の座長は、地方分権改革の推進を担当する内閣府特命担当大臣が指名する。
- (3) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (4) 座長は、会議の運営に係る助言・協力を得るため、顧問を置くことができる。
- (5) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (6) 会議の配布資料及び議事概要については、原則として、後日、内閣府のホームページにおいて公表する。

3. 庶 務

会議の庶務は、地方分権改革推進室において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。